

滋賀県行政機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

行財政改革方針に基づく地方機関の機能、事務所数等の見直しに伴い、環境・総合事務所を廃止し、新たに環境事務所を設置する等のため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 環境・総合事務所を廃止することとします。(第3条関係)
- (2) 環境事務所を設置することとし、その名称等について定めることとします。(第5条関係)
- (3) 土木事務所に防災および危機管理に関する事務を分掌させることとします。(第 17 条関係)
- (4) その他

ア この条例は、平成 24 年4月1日から施行することとします。

イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

滋賀県行政機関設置条例 新旧対照表

旧	新																					
<p>第1条～第2条 略</p> <p>(環境・総合事務所)</p> <p>第3条 防災、環境保全ならびに所管区域内の行政機関およびその他の機関の総合調整等に関する事務を分掌させるため、環境・総合事務所を設置する。</p> <p>2 環境・総合事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県南部環境・総合事務所</td> <td>草津市</td> <td>草津市、守山市、栗東市および野洲市</td> </tr> <tr> <td>滋賀県甲賀環境・総合事務所</td> <td>甲賀市</td> <td>甲賀市および湖南市</td> </tr> <tr> <td>滋賀県東近江環境・総合事務所</td> <td>東近江市</td> <td>近江八幡市、東近江市および蒲生郡</td> </tr> <tr> <td>滋賀県湖東環境・総合事務所</td> <td>彦根市</td> <td>彦根市、愛知郡および犬上郡</td> </tr> <tr> <td>滋賀県湖北環境・総合事務所</td> <td>長浜市</td> <td>長浜市および米原市</td> </tr> <tr> <td>滋賀県高島環境・総合事務所</td> <td>高島市</td> <td>高島市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(県税事務所)</p> <p>第4条 県税の賦課徴収等に関する事務を分掌させるため、県税事務所を設置する。</p> <p>2 略</p> <p>(自動車税事務所)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、自動車税および自動車取得税の賦課徴収等に関する事務を分掌させるため、自動車税事務所を設置する。</p> <p>2 略</p>	名称	位置	所管区域	滋賀県南部環境・総合事務所	草津市	草津市、守山市、栗東市および野洲市	滋賀県甲賀環境・総合事務所	甲賀市	甲賀市および湖南市	滋賀県東近江環境・総合事務所	東近江市	近江八幡市、東近江市および蒲生郡	滋賀県湖東環境・総合事務所	彦根市	彦根市、愛知郡および犬上郡	滋賀県湖北環境・総合事務所	長浜市	長浜市および米原市	滋賀県高島環境・総合事務所	高島市	高島市	<p>第1条～第2条 略</p> <p>(削除)</p> <p>(県税事務所)</p> <p>第3条 県税の賦課徴収等に関する事務を分掌させるため、県税事務所を設置する。</p> <p>2 略</p> <p>(自動車税事務所)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、自動車税および自動車取得税の賦課徴収等に関する事務を分掌させるため、自動車税事務所を設置する。</p> <p>2 略</p> <p>(環境事務所)</p> <p>第5条 環境保全に関する事務を分掌させるため、環境事務所を設置する。</p> <p>2 環境事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。</p>
名称	位置	所管区域																				
滋賀県南部環境・総合事務所	草津市	草津市、守山市、栗東市および野洲市																				
滋賀県甲賀環境・総合事務所	甲賀市	甲賀市および湖南市																				
滋賀県東近江環境・総合事務所	東近江市	近江八幡市、東近江市および蒲生郡																				
滋賀県湖東環境・総合事務所	彦根市	彦根市、愛知郡および犬上郡																				
滋賀県湖北環境・総合事務所	長浜市	長浜市および米原市																				
滋賀県高島環境・総合事務所	高島市	高島市																				

名称	位置	所管区域
滋賀県南部環境事務所	草津市	草津市、守山市、栗東市および野洲市
滋賀県甲賀環境事務所	甲賀市	甲賀市および湖南市
滋賀県東近江環境事務所	東近江市	近江八幡市、東近江市および蒲生郡
滋賀県湖東環境事務所	彦根市	彦根市、愛知郡および犬上郡
滋賀県湖北環境事務所	長浜市	長浜市および米原市
滋賀県高島環境事務所	高島市	高島市

第6条～第16条 略

(土木事務所)

第17条 土木に関する事務を分掌させるため、土木事務所を設置する。

2 土木事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

第18条～第19条 略

第6条～第16条 略

(土木事務所)

第17条 土木ならびに防災および危機管理に関する事務を分掌させるため、土木事務所を設置する。

2 土木事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

第18条～第19条 略

滋賀県災害対策本部条例 新旧対照表

旧	新
第1条～第3条 略 (地方本部)	第1条～第3条 略 (地方本部)
第4条 災害対策本部に、環境・総合事務所の所管区域ごとに滋賀県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を置く。 2 地方本部に地方本部長を置き、当該地方本部が置かれる区域を所管する環境・総合事務所の長をもって充てる。 3 地方本部の組織および運営については、地方本部長が本部長と協議して定める。	第4条 災害対策本部に、土木事務所（大津土木事務所を除く。）の所管区域ごとに滋賀県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を置く。 2 地方本部に地方本部長を置き、当該地方本部が置かれる区域を所管する土木事務所の長をもって充てる。 3 地方本部の組織および運営については、地方本部長が本部長と協議して定める。
第5条～第6条 略	第5条～第6条 略

環境・総合事務所の見直し

1 これまでの取組状況

- ① 地域振興局の設置(平成13年4月)
 - ・ 県事務所、健康福祉センター、土木事務所を統合した総合地方機関として、6地域振興局を設置
- ② 地域振興局の再編整備(平成17年4月)
 - ・ 市町村合併の進展に伴い、湖南地域振興局と甲賀地域振興局を統合し、南部振興局を設置し、甲賀市と湖南市の区域における事務を処理する甲賀県事務所を設置。
 - ・ 湖西地域振興局を廃止し、高島市の区域における事務を処理する高島県事務所を設置。
- ③ 総合地方機関の見直し(平成21年4月)
 - ・ 市町合併の進展により、基礎自治体優先の原則を踏まえて、県は「総合化から専門化へ」と、県の総合地方機関を分権時代にふさわしい形に変えるため、地域振興局・県事務所制度を廃止し、行政分野ごとの単独事務所に再編。
(環境・総合事務所⑥、県税事務所④、森林整備事務所④、健康福祉事務所⑥、農業農村振興事務所⑥、土木事務所⑧)

2 環境・総合事務所の見直し(平成24年4月)

行財政改革方針に基づく地方機関の機能、事務所数等の見直しに伴い、環境・総合事務所を廃止し、新たに環境事務所を設置。

【現行】

【H24年4月～】

